

陳 述 書

2024年11月5日

住所 静岡県浜松市

氏名 清水 一人



1. 私は、1948（昭和23）年生まれで、今年76歳になります。浜松市の出身で、1980年ころに雑誌で元プロボクサーの死刑囚・袴田巖さん（以下「袴田さん」といいます。）が獄中から無実を訴えていることを知り、以来関心を寄せてきました。その後、東京で支援組織が誕生し、事件の現場である清水市（当時）でも救援会ができ、遅れて袴田さんの故郷である浜北でも、ご家族や小中学生時代の同級生を中心に「救う会」が立ち上げられました。その当時、私は時々開催される集会に参加するだけの支援でしたが、本格的に袴田さんの支援活動を始めたのは、2008年の第2次再審請求以降になります。

この頃、袴田さんは死刑の恐怖におびえる孤独な獄中生活で心が壊れ、妄想の世界に入り込むようになっていました。姉の袴田ひで子さん（以下「ひで子さん」といいます。）との面会も拒否するようになり、支援活動も先の見えない時代で、「袴田さんを、生きて故郷に迎える」ことが支援の目標でしたが、第一審の静岡地裁の裁判官・熊本典道氏が「無罪を確信しながらやむを得ず死刑判決を書いた」ことを告白し、一筋の光が見えた時期でした。それまで検察が「ない」と言ってきた重要な証拠の開示が進み、再度のDNA鑑定も決まり、一気に流れが変わる期待が膨らみました。

支援活動も世代交代が進み、「浜松・袴田巖さんを救う市民の会」として、月に1回、浜松駅前です署名活動を行い、私もその一員として活動し、2016年からは事務局長になりました。2018年秋以降は、「浜松・袴田さんを救う市民の会」の中で勉強会を運営するために立ち上げた組織が、「袴田さん支援クラブ」（以下「支援クラブ」といいます。）として独自に活動することになり、私も支援クラブに所属することとなりました。

2. 2014年に静岡地裁で再審開始決定が出され、袴田さんは故郷の浜松に帰って来ました。当初は部屋の中を何時間も歩き回る生活でしたが、半年くらいすると部屋を出て、浜松の街を歩くようになりました。50年ぶりのシャバの世界は一変し、戸惑うことばかりでしたが、袴田さんはエスカレーター、自動販売機にもすぐに順応し、一人で遠出をするようになりました。

2017年7月に自宅近くの公園で階段を転げ落ちて大けがをしたことがあり、それ以来、一人で出歩くことをしないよう、必ず同行者が付き添うことにして、支援クラブの中に「袴田巖さん見守り隊」を組織しました。私もその一員として、袴田さんに付き添い、見守りをするようになりました。袴田さんは、すっかり「街でおなじみの人」になり、すれ違う多くの方々から「がんばってね」「応援しているよ」「いつまでもお元気で」など、温かいことばをかけられるようになりました。

こうした市民の応援の声を形にできないかと考え、2020年、支援クラブの中に「袴田サポーターズ・クラブ」（以下「HSC」といいます。）を作り、私がおその代表になりました。

HSCの会員資格は、「袴田さんを応援する心の持ち主であること」だけです。

入会金は2000円で、会費はありません。活動内容は、会員がそれぞれの方法で袴田さんを応援すること、また、HSCが開催する勉強会などに参加することです。

会員になってくれた方には、HSCの会員章を兼ねるピンバッジをお送りしています。これは私がデザインしたもので、直径21mmの円の中央に椿の花を描き、外周部分に「HAKAMATA SUPPORTERS CLUB」「幸せの花」という文字を配置しています。袴田さんは花が好きで、街を歩きながらも花や樹木に立ち止まり、そっと触れるなどしていましたが、椿の花は、そんな優しい心の持ち主である袴田さんのシンボルなのです。また、「幸せの花」という文言は、2018年5月に、弁護士団事務局長の小川秀世弁護士が、弁護士事務所の壁に「袴田巖さんの壁」（チェコのプラハにある平和の象徴、「ジョン・レノンの壁」にちなんで小川弁護士が設置したものです。）に、袴田さん自身が書いたものです。釈放されてからその時まで、袴田さんが「幸せ」という言葉を使ったことはなかったそうです。ひで子さんは、「巖（袴田さんのこと）は幸せを感じていると私は思っています」「なにも言いませんが、たしかに幸せを感じていると、私は思います」と声を震わせていました。

このように、HSCのピンバッジのデザインには、袴田さん、ひで子さん、弁護士団、支援者など、大勢の人の想いや願いが込められているのです。私は毎日このピンバッジを服の胸元につけていますので、自分の身体の一部と言ってもよいほどの存在になっています。このバッジを持っているHSC会員は、現在、全国に500名以上います。

3. 2023年3月、東京高裁が再審開始を決定し、同年10月から再審公判が始

まりました。42名の定員の法廷で報道陣が優先されるため、一般の傍聴人は25名程度しか入れません。一般の傍聴席の抽選にもメディアの人が並ぶので、一般の人は実質10名程度しか傍聴することができません。2024年5月に結審するまでの間に15回の期日が開かれ、私はそのうち11回傍聴券を求めて抽選の列に並びましたが、当たったのは、2024年4月24日の第14回の期日だけでした。

私はその日、背中部分に「FREE HAKAMADA」と書かれたフード付きのパーカーを着て、そのパーカーの胸元に、いつものようにHSCのピンバッジをつけていました。このパーカーは、袴田さんを支援する「日本ボクシング協会袴田支援員会」が、2021年12月から翌月にかけて、インターネット上で寄付を集めるクラウド・ファンディングを実施した際に、寄付者への返礼品とされたものです。第14回再審公判期日の傍聴人の中で、「FREE HAKAMADA」の文字が入った服を着ていたのは私だけだったと思います。HSCのピンバッジをつけていたのは、私のほかには、補佐人であるひで子さんと弁護団の弁護士数名だけでした。

4. この日の公判は、静岡地裁202号法廷で開かれました。法廷に入る前に、廊下に一列に並ばせられ、所持品検査をされました。この所持品検査は、第1回公判から毎回行われていると聞いていました。メモ用紙とペン以外の持ち物を、すべて係官に預けなくてはなりません。ポケットの中のものもすべて出して預けます。飛行機に乗るときのように、係官が体に触れて、ポケットの中に何も入っていないかどうかを確認するほどの念の入れようです。それまでの公判で、携帯電話を預け忘れた傍聴人が、入廷を拒否されたと聞きました。また、腰痛がある傍

聴人が腰当てクッションの持ち込みを希望したけれども拒否されたとか、咳が出て喉の調子が悪い傍聴人がのど飴を持ち込もうとしたところ、それも拒否されたと聞いています。

静岡地裁において、これほど嚴重な所持品検査は、袴田事件の再審公判以外では行われていないようです。國井恒志裁判長（以下「國井裁判長」といいます。）が担当する別の裁判を傍聴した人は、その裁判の法廷には携帯電話を持っては入ることができたと述べていました。

5. 私が所持品検査の列に並んでいたところ、係官から、パーカーの背中部分の「HAKAMDA」の文字を隠すよう言われました。刑事部訟廷管理課の土屋管理官が、別の係官に養生テープを持って来させ、「HAKAMDA」の文字の上に貼り付けました。しかし、乳白色のテープだったため、1枚貼っただけでは文字が透けて見えたようで、係官は、「HAKAMADA」の文字が見えなくなるまで、5回か6回重ねてテープを貼り付けました。この日、洋服の一部をテープで隠させられたのは、私だけだったと思います。

6. 私はさらに、HSCのピンバッジも外すよう係官から言われました。このピンバッジは、それまでの13回の再審公判でも、ひで子さんや弁護団の弁護士らが胸元につけていましたが、一度も外すよう言われたことはありませんでした。

ところで、日本ボクシング協会も袴田さんを支援するためのやや大きい缶バッジを数種類制作しており、バッジ全体に「袴田無罪」と書かれていたり、ファイティングポーズをとっている袴田さんの画像が使われているものなどがありますが、これらをつけていた傍聴人は、それまでの再審公判で外すよう言われたと聞いていました。

HSCのピンバッジは、日本ボクシング協会の缶バッジと比較すると、直径約2センチと小さく、外周部分の「HAKAMATA SUPPORTERS CLUB」「幸せの花」という文字に至っては2～3mmで、手に取って見ないと文字を視認することができません。

土屋管理官は、私が袴田さんの支援者であることを知っていましたので、第14回公判で初めて私が傍聴できることになり、その時初めて、私がつけているピンバッジが「支援の意思」を表すものであることを認識したのだと思います。第13回公判までは何も言われなかったのに、第14回公判で初めて外すよう言われ、しかも、外さなければ傍聴させないという強い命令でした。

日本ボクシング協会の缶バッジが最初から排除されていたことを踏まえると、國井裁判長は、袴田さんに対する「支援の意思」を示すものを、法廷から排除しようとしたのだと思います。

7. 私が傍聴した第14回公判でも、また、それまでの公判においても、傍聴を希望する人、また、実際に傍聴した人の中に、袴田さんや弁護団、支援者に反対する立場を表明した人は一人もいませんでした。また、死刑制度の存置等の主張を表明する人も皆無でした。つまり、法廷の内外を問わず、傍聴人の間でなんらかの「対立」が起きている状況では、まったくありませんでした。

それにも関わらず、なぜここまで強権的に「HAKAMADA」の文字や支援の気持ちを表すバッジを法廷から排除する必要があるのか、正直なところ、私はまったく納得がいきませんでした。

しかし、再審公判を傍聴するために何度も抽選の列に並び、やっと当選して傍聴の機会を得たので、裁判長の命令に従わざるを得なかったのです。内心忸怩た

る思いがありました。

8. 2024年9月26日、袴田さんに再審無罪判決が言い渡され、同年10月9日に確定しました。私のように、何十年も袴田さんの支援を続けてきた人が大勢います。袴田さんが釈放されるまでは、なにも見えない暗闇の中を歩くようなものでした。本当にここまで長かったです。無罪判決が確定して、率直にうれしかったです。

しかし、再審公判における國井裁判長の法廷警察権の行使については、なかったことにはできません。HSCのピンバッジは、袴田さんの永年の苦難を思い、心からその幸せを願う気持ちを表すものです。そうした支援者たちの気持ちを踏みにじられたように感じています。ピンバッジを外すよう土屋管理官に言われた際、古くからの支援者がこう言いました。「あなたはそういうけど、私たちみんなの心に『ハカマタ』がありますから」と。袴田さんが街を歩くときに同行をすると、通りがかりの人たちが「袴田さん」と声を掛けてくれます。「ハカマタ」は単なる苗字を表しているのではなく、事件を通じて袴田さんがおかれた境遇を理解したうえで、「あの袴田さん」という想い、敬意を込めて、そう呼ぶのです。

歴史的な結末を迎えた袴田事件の再審公判でしたが、そこにおける法廷警察権の濫用を悪しき前例にしたくはありません。裁判の公開は、民主的な社会にとって基本的な原則の一つであり、公平な裁判の実現と市民の権力監視にとって、必要不可欠なものだと思います。裁判所には、原則にしたがって、安易に傍聴人を排除することがないように、適切に法廷警察権が行使される基準を示していただきたいと思います。

以上